

第15号議案 品川区奨学金貸付条例の一部を改正する条例

1 目的

修学する意志があるが経済的理由により修学困難な者に対し、授業料や授業料以外の費用にも活用可能な貸付制度を創設し、奨学金制度の充実を図る。

返還免除制度を導入することにより、生徒本人が目標達成へのモチベーションを維持し、中途退学の抑止に繋げる。

2 主な改正内容

(1) 入学準備金【拡充】

貸付額 公立7万円、私立20万円の定額制から上限40万円の金額選択制に変更

貸付要件 高等学校等に入学予定の子の保護者であって、経済的理由により修学資金の調達が困難であること（所得制限あり）

(2) 在学応援資金【新規】 ※ 従来の在学資金は廃止する

貸付対象 授業料、授業料以外（課外活動、修学旅行等）の費用

貸付額 在学期間中60万円（上限）

貸付要件 経済的理由により修学や授業料以外の活動を行うことが困難であること（所得制限あり）

(3) 返還免除制度の導入【新規】

免除対象 在学応援資金貸付額

免除額 最大60万円

免除要件 校長からの推薦書（学業成績、出欠状況、活動状況、人物所見等）が受けられること

※ 返還免除については、推薦書の内容や区内等地域活動への参加実績等で総合的に審査。

3 新旧対照表

別紙「新旧対照表」のとおり

4 施行期日

平成30年4月1日

5 経過措置等

(1) 新制度については本条例施行の日以後に貸付決定を受けた奨学金について適用する。本条例改正前に貸付決定を受けた奨学金については、改正前の条例を適用する。

(2) 既に在学資金を借り入れている者が在学応援資金の貸付を受けようとする場合は、在学応援資金の貸付限度額は60万円から在学資金として既に貸付を受けている金額を差し引いた額とする。

新旧対照表

○品川区奨学金貸付条例

新		旧															
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、修学する意志があるにもかかわらず、経済的理由により修学等が困難な者およびその保護者に対し、奨学金を貸し付け、奨学生の健全な成長と社会的自立を図ることを目的とする。</p> <p>(奨学金の種類および貸付限度額)</p> <p>第2条 奨学金の種類および貸付けの限度額は、次のとおりとする。</p>		<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、修学する意志があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難な者およびその保護者に対し、<u>修学上必要な奨学金</u>を貸し付け、<u>もつて有用な人材を育成すること</u>を目的とする。</p> <p>(奨学金の種類および貸付限度額)</p> <p>第2条 奨学金の種類および貸付けの限度額は、次のとおりとする。</p>															
種類	限度額	種類	限度額														
在学応援資金	600,000円。ただし、既に貸付けを受けた在学応援資金がある場合にあつては、600,000円から既に貸付けを受けた在学応援資金の額を差し引いた額とする。	在学資金	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公立</td> <td>月額 13,000円</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>月額 28,000円</td> </tr> <tr> <td>入学準備金</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公立</td> <td>70,000円</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>200,000円</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	種類	限度額	公立	月額 13,000円	私立	月額 28,000円	入学準備金	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公立</td> <td>70,000円</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>200,000円</td> </tr> </tbody> </table>	種類	限度額	公立	70,000円	私立	200,000円
種類	限度額																
公立	月額 13,000円																
私立	月額 28,000円																
入学準備金	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公立</td> <td>70,000円</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>200,000円</td> </tr> </tbody> </table>	種類	限度額	公立	70,000円	私立	200,000円										
種類	限度額																
公立	70,000円																
私立	200,000円																
入学準備金	400,000円	入学準備金	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公立</td> <td>70,000円</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>200,000円</td> </tr> </tbody> </table>	種類	限度額	公立	70,000円	私立	200,000円								
種類	限度額																
公立	70,000円																
私立	200,000円																
<p>(貸付けの要件)</p> <p>第3条 <u>在学応援資金の貸付けを受けることができる者は、次の要件を備えていなければならない。</u></p> <p>(1) <u>経済的理由により修学することおよび修学に付随する課外活動等を行うことが困難であること。</u></p> <p>(2) <u>前号に該当する者およびその保護者が貸付けの申請の日に区内に住所を有すること。</u></p> <p>(3) <u>高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)、高等専門学校または専修学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第125条第1項に規定する高等課程に限る。)(以下「高等学校等」という。)に入学を許可され、または在学していること。</u></p> <p>(削除)</p> <p>2 入学準備金の貸付けを受けることができる者は、次の要件を備えていなければならない。</p>		<p>(貸付けの要件)</p> <p>第3条 <u>在学資金の貸付けを受けることができる者は、次の要件を備えていなければならない。</u></p> <p>(1) <u>修学する意志があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難であること。</u></p> <p>(2) <u>区内に住所を有すること。</u></p> <p>(3) <u>高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)、高等専門学校または専修学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第125条第1項に規定する高等課程に限る。)に入学を許可され、または在学していること。</u></p> <p>(4) <u>同種の奨学金を他から借り受けていないこと。</u></p> <p>2 入学準備金の貸付けを受けることができる者は、次の要件を備えていなければならない。</p>															

新	旧
<p>(1) <u>経済的理由により修学することが困難な者であつて高等学校等に入学を許可されているもの(次号において「入学予定者」という。)の保護者であること。</u></p> <p>(2) <u>前号の保護者および入学予定者(次号において「保護者等」という。)が貸付けの申請の日に区内に住所を有すること。</u></p> <p>(3) <u>保護者等が同種の奨学金を他から借り受けていないこと。</u> <u>(削除)</u></p> <p>(貸付けの申請)</p> <p>第4条 <u>奨学金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てて、区長に申請しなければならない。</u> <u>(貸付けの決定および通知)</u></p> <p>第5条 <u>前条の申請があつたときは、区長は、毎年度予算の範囲内において品川区奨学金運営委員会の審議を経て、貸付けの可否および貸付額を決定し、その旨を当該申請をした者に通知しなければならない。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(貸付けの辞退)</p> <p>第6条 <u>奨学金の貸付けを受ける者は、いつでも貸付けを受けることを辞退す</u></p>	<p>(1) <u>在学資金の貸付けを受けることが予定されている者の保護者であること。</u></p> <p>(2) <u>貸付けの申請の日に区内に住所を有すること。</u></p> <p>(3) <u>同種の奨学金を他から借り受けていないこと。</u> <u>(貸付けの期間)</u></p> <p>第4条 <u>在学資金の貸付期間は、在学する学校の正規の修学年限とする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</u> <u>(申請)</u></p> <p>第5条 <u>奨学金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てて、区長に申請しなければならない。</u> <u>(決定)</u></p> <p>第6条 <u>前条の申請があつたときは、区長は、毎年度予算の範囲内において品川区奨学金運営委員会の審議を経て、奨学金を貸し付ける者を決定する。</u></p> <p>2 <u>区長は、前項の規定による奨学金の貸付けを決定した者に対して、奨学金の貸付けを決定した旨通知しなければならない。</u> <u>(貸付けの打ち切り)</u></p> <p>第7条 <u>区長は、在学資金の貸付けを受ける者が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付けを打ち切ることとする。</u></p> <p>(1) <u>退学または死亡したとき。</u></p> <p>(2) <u>傷病等のため修学の見込みがなくなつたとき。</u></p> <p>(3) <u>区外に転出したとき。</u></p> <p>(4) <u>在学資金を貸付けの目的以外に使用したとき。</u></p> <p>(5) <u>偽りの申請その他の不正な手段によつて貸付けを受けたとき。</u></p> <p>(6) <u>前各号のほか、在学資金の貸付けを受ける者として適当でない事実があつたとき。</u> <u>(貸付けの停止)</u></p> <p>第8条 <u>区長は、在学資金の貸付けを受ける者の申請があつたときまたは在学が確認できないときは、貸付けを一時停止することができる。</u> <u>(貸付けの辞退)</u></p> <p>第9条 <u>在学資金の貸付けを受ける者は、いつでも貸付けを受けることを辞退</u></p>

新	旧
<p>ることができる。 (返還の期間および方法)</p> <p><u>第7条</u> 在学応援資金の返還期間は、<u>高等学校等を卒業し、または退学した日</u>の属する年度の翌年度の初日から起算して1年を経過した後、返還猶予の期間を除き15年以内とし、その返還方法については、規則で定める。</p> <p>2 入学準備金の返還期間は、貸付けを受けた日の属する年度の翌年度の初日から、返還猶予の期間を除き3年以内とし、その返還方法については、規則で定める。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、区長は、特に必要があると認めるときは、奨学金の返還期間を延長することができる。 (削除)</p> <p>(利子および違約金)</p> <p><u>第8条</u> 奨学金の貸付けは、無利子とする。</p> <p>2 区長は、奨学金の貸付けを受けた者が、納期限までに返還しないときは、1年単位に、延滞額に応じた違約金を徴収することができる。</p> <p>3 前項の違約金の額については、規則で定める。 (繰上返還命令)</p> <p><u>第9条</u> <u>第7条</u>の規定にかかわらず、区長は、奨学金の貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、期間を繰り上げ、返還すべき金額の全部について返還を命ずることができる。</p> <p>(1) 貸付けの目的以外に使用したとき。 (2) 偽りの申請その他の不正な手段によつて貸付けを受けたとき。 (3) 返還を継続して怠つたとき。 (4) 前3号のほか、区長が特に必要があると認めるとき。 (返還の猶予)</p> <p><u>第10条</u> 区長は、奨学金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、返還を猶予することができる。</p> <p>(1) 災害により損害を受けたため、返還が困難と認められるとき。</p>	<p>することができる。 (返還の期間および方法)</p> <p><u>第10条</u> 在学資金の返還期間は、<u>貸付け終了の日</u>の属する年度の翌年度の初日から起算して1年を経過した後、返還猶予の期間を除き15年以内とし、その返還方法については、規則で定める。</p> <p>2 入学準備金の返還期間は、貸付けを受けた日の属する年度の翌年度の初日から、返還猶予の期間を除き3年以内とし、その返還方法については、規則で定める。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、区長は、特に必要があると認めるときは、奨学金の返還期間を延長することができる。 (奨励金)</p> <p><u>第11条</u> 区長は、在学資金の貸付けを受けた者が、前条第1項で定められた返還期間を短縮して返還を完了した場合には、短縮された期間に応じて奨励金を支払うことができる。ただし、<u>第13条の規定により繰上返還を命じた場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 前項の奨励金の額については、規則で定める。 (利子および違約金)</p> <p><u>第12条</u> 奨学金の貸付けは、無利子とする。</p> <p>2 区長は、奨学金の貸付けを受けた者が、納期限までに返還しないときは、1年単位に、延滞額に応じた違約金を徴収することができる。</p> <p>3 前項の違約金の額については、規則で定める。 (繰上返還命令)</p> <p><u>第13条</u> <u>第10条</u>の規定にかかわらず、区長は、奨学金の貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、期間を繰り上げ、返還すべき金額の全部について返還を命ずることができる。</p> <p>(1) 貸付けの目的以外に使用したとき。 (2) 偽りの申請その他の不正な手段によつて貸付けを受けたとき。 (3) 返還を継続して怠つたとき。 (4) 前3号のほか、区長が特に必要があると認めるとき。 (返還の猶予)</p> <p><u>第14条</u> 区長は、奨学金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、返還を猶予することができる。</p> <p>(1) 災害により損害を受けたため、返還が困難と認められるとき。</p>

新	旧
<p>(2) 傷病により返還が困難と認められるとき。</p> <p>(3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活保護を受けているとき。</p> <p>(4) 上級学校に進学したとき(入学準備金の貸付けを受けた者を除く。)</p> <p>(5) 前各号のほか、やむを得ない理由により返還が困難と認められるとき。 (返還金の免除)</p>	<p>(2) 傷病により返還が困難と認められるとき。</p> <p>(3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活保護を受けているとき。</p> <p>(4) 上級学校に進学したとき(入学準備金の貸付けを受けた者を除く。)</p> <p>(5) 前各号のほか、やむを得ない理由により返還が困難と認められるとき。 (返還金の免除)</p>
<p>第11条 区長は、奨学金の貸付けを受けた者が相当の理由があつて奨学金の返還が不能または困難な場合として別に区長が定める基準に該当すると認めるときは、品川区奨学金運営委員会の審議を経て、その全部または一部について返還を免除することができる。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、区長は、<u>在学応援資金の貸付けを受けた者が高等学校等を卒業し、別に区長が定める基準に該当すると認めるときは、品川区奨学金運営委員会の審議を経て、その全部または一部について返還を免除することができる。</u> (返還金の放棄)</p>	<p>第15条 区長は、奨学金の貸付けを受けた者が相当の理由があつて奨学金の返還が不能または困難と認めるときは、品川区奨学金運営委員会の審議を経て、その全部または一部について返還を免除することができる。</p> <p>(返還金の放棄)</p>
<p>第12条 区長は、奨学金の貸付けを受けた者またはその者に係る連帯保証人が死亡したときは、その死亡した者に対する奨学金に係る債権を放棄することができる。 (委任)</p>	<p>第16条 区長は、奨学金の貸付けを受けた者またはその者に係る連帯保証人が死亡したときは、その死亡した者に対する奨学金に係る債権を放棄することができる。 (委任)</p>
<p>第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>第17条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>
<p>付 則</p>	
<p>1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>	
<p>2 <u>改正後の品川区奨学金貸付条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に貸付けの決定を受けた奨学金について適用し、同日前に貸付けの決定を受けた奨学金については、なお従前の例による。</u></p>	
<p>3 <u>施行日前に在学資金の貸付けの決定を受けた者が、改正後の条例の規定により在学応援資金の貸付けを受けようとするときの在学応援資金の貸付限度額は、改正後の条例第2条に規定する在学応援資金の貸付限度額から改正前の条例の規定により貸付けを受けた在学資金の額を差し引いた額とする。</u></p>	